

## 出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法に示す基準により、出席停止とします。下記の目安を参考にして、主治医から登校しても良いと言われるまで自宅で療養してください。

この処置は、お子さんに十分休養を与え、早く病気を治すためと他のお子さんへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いにはしません。

医師より、登校の許可がございましたら下記の報告書を保護者の責任において記入、押印の上、学校に提出して下さい。なお、医師が記入の場合は費用がかかります。

病名	出席停止期間の目安
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日間を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
その他（*）	医師の指示による

\*マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、ウイルス性胃腸炎など

## 報 告 書

保護者の方がご記入下さい

年 組	児童氏名	
病 名		
期 間	令和 年 月 日	～ 年 月 日
受診した 医療機関名		

上記医療機関より登校許可がありましたので報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名

印